

平成29年第12回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月13日(水) 午前9時30分から10時36分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

| | |
|--------------|------------------|
| 会長 岩井 壽美雄 君 | 会長職務代理者 大沢 トモ子 君 |
| 3番 時田 宏 君 | 4番 川崎 良巳 君 |
| 5番 佐々木 一榮 君 | 6番 高村 國昭 君 |
| 7番 中里 光明 君 | 8番 竹原 誠 君 |
| 10番 鈴木 幸雄 君 | 11番 三浦 弘文 君 |
| 12番 豊川 敏雄 君 | 13番 鳥谷部 甚一郎 君 |
| 14番 北村 勉 君 | 15番 柏田 雅俊 君 |
| 16番 森田 英里子 君 | 17番 鳥谷部 孝雄 君 |
| 18番 三浦 房雄 君 | 19番 中川原 隆雄 君 |

4. 欠席委員 (1人)

9番 佐々木 喜 克 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
について

第4 議案第54号 農地法第3条の規定による許可処分
の取消しについて

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請
について

議案第56号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地
転用許可に係る意見について

議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について

議案第58号 五戸農業振興地域整備計画の変更
に関する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹 洞 晴 生 君

事務局次長・総務班長事務取扱 赤 坂 真 弓 君

主 幹
主 幹

黒 沢 満 尋 君
早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から平成29年第12回総会を開会いたします。
本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。
本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、報告第21号の1件及び議案第54号から第58号までの5件です。
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（竹洞） 本日は、9番 佐々木喜克 委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。
五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、5番 佐々木 一榮 委員
11番 三浦 弘文 委員
をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議 長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） [業務報告の朗読及び説明]

18番（三浦房） [第3回相続未登記農地等の活用検討に関する意見交換会
についての補足説明]

議長（岩井） {東京五戸会第24回総会についての報告}
{農業者年金加入推進セミナー等についての報告}

議長（岩井） そのほか、発言のある方ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは、以上で日程第2の業務報告を終わ
ります。

議長（岩井） 次に、日程第3、報告第21号「農地法第18条第6項の規定
による通知書の受理について」を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の1ページ報告第21号と参考資料の1ページをご覧
ください。

1番の農地の所在は、字熊野林前●●の田、面積は●●平方メート
ル、賃貸人と賃借人はご覧のとおりです。この農地は、売買が決まっ
たため合意解約となりました。

2番の農地の所在は、大字切谷内字荒田ノ下●●、●●、●●、●
●、●●の5筆で、面積は合計●●平方メートル、賃貸人と賃借人は
ご覧のとおりで、この農地は、次に貸す人が決まったということで解
約となっています。

3番の農地は、字姥堤●●の田、面積は●●平方メートル、賃貸人
と賃借人はご覧のとおりです。売買が決まったため合意解約となっ
ています。

4番は、字熊野林後●●の田、面積は●●平方メートル、賃貸人と
賃借人はご覧のとおりで、農地の管理が悪いため合意解約となっ
ています。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第21号について、発言のある方は挙手をお願
いします。

(質問・意見なし)

議長(岩井) よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第 21 号を終わります。

議長(岩井) 次に、日程第 4、議案第 54 号「農地法第 3 条の規定による許可処分取消について」を議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

事務局(早狩) はい。議案書の 3 ページ議案第 54 号をご覧ください。

農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく下記の許可処分を、当事者双方の願いにより取り消したいので承認を求めるものです。

農地の所在は、字筒口川原●●と●●、どちらも田です。面積は、合わせて●●平方メートルです。譲渡人と譲受人はご覧のとおりです。

議長(岩井) ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長(岩井) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 54 号、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) それでは採決いたします。

議案第 54 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 54 号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の担当調査委員は
6番 高村 國 昭 委員
14番 北村 勉 委員です。
調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の 4 ページ議案第 55 号と参考資料の 11 ページをご覧ください。

今月の農地法第 3 条許可申請は 1 議案 8 件です。

1 番から 4 番までは売買による所有権移転に関する件、5 番と 6 番は贈与による所有権移転に関する件、7 番は賃貸借に関する件、8 番は使用貸借に関する件です。

1 番から 8 番までは、別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。

ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。1 番の売買価格は●●万円、10 アールあたりにしますと●●円、2 番の売買価格は●●万円、10 アールあたりにしますと●●円、3 番の売買価格は●●万円、10 アールあたりにしますと●●円、4 番の売買価格は●●万円、10 アールあたりにしますと●●円となっています。

7 番の賃貸借期間は 5 年で、賃貸借料は 10 アールあたり●●円となっています。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して北村委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

北村調査委員 農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたしま

す。

総会提出議案書の4ページ議案第55号と参考資料の11ページをご覧ください。12月4日に、岩井会長と高村國昭委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番の農地は、譲渡人が娘と同居するため●●市に転出し、高齢でもあることから耕作することができなくなったため、甥である譲受人に売り渡すものです。譲受人は自家用野菜を栽培する予定です。

2番は、●●を生産している譲受人が、牧場に近い場所で飼料である牧草の生産を拡大したいと考えて、自己所有の畑に隣接する当該農地を買い受けるものです。

3番の農地は、会社員である譲渡人が親から相続して以来、貸し付けにより耕作してきたものですが、今後も自分で耕作する見込みがないため、隣接地を所有する譲受人に売り渡すものです。譲受人は、水稻の作付けを拡大するそうです。

4番は、譲渡人の父親が亡くなり、今後も自分で耕作する見込みがないため、以前から賃貸借により当該農地を耕作してきた譲受人に売り渡すものです。譲受人は水稻栽培を続けるそうです。

5番の農地は、譲渡人の親戚である譲受人が30年以上にわたって耕作してきたもので、譲渡人はこの先も耕作する見込みがないため、贈与するものです。譲受人は引き続き水稻を栽培するそうです。

6番は、譲渡人が息子である譲受人に農業経営を任せるため、自己の所有する農地を一括贈与するものです。譲受人は従来どおり耕作するということです。

7番の農地は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により賃貸借していたものですが、今回、期間満了となるのを機に、更新手続きが不要な、農地法による賃貸借に切り替えるものです。

8番の農地は、所有者の死亡後相続登記がなされておらず、相続人の一人とその夫である借受人が耕作を引き継いできましたが、農地台帳にはその事実が反映されていなかったため、今回、持分の過半を有する者の同意を得て使用貸借し、利用権を明確にするものです。

以上で調査結果の説明を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) ないようですので採決いたします。

議案第 55 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 55 号は原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の 8 ページ議案第 56 号と参考資料の 33 ページをご覧ください。

今月の農地法第 5 条許可申請は 1 議案 2 件です。

1 番の農地の所在は大字浅水字下久保●●、地目は畑、面積は●●平方メートル。転用目的は、携帯電話用無線基地局建設に係る資材置場等の一時転用となります。農地の区分は、その他の第 2 種農地と判断いたします。

2 番の農地の所在は大字倉石又重字滝ノ上●●、地目は田、面積は●●平方メートル。転用目的は 1 番と同じく、携帯電話用無線基地局建設に係る資材置場等の一時転用となります。農地の区分は、その他の第 2 種農地と判断いたします。

以上です。

議長(岩井) ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して高村國昭調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

高村國昭調査委員 それでは、農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の 8 ページ議案第 56 号と参考資料の 33 ページを

ご覧ください。

12月4日に、岩井会長、北村委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

2件の申請は、いずれも携帯電話無線基地局建設工事の資材置場及び仮設トイレ等を設置するための一時転用です。

1番は、集落内の畑の一角で、北側、東側及び南側が宅地、西側は道路となっており、周りに影響がないことを確認しております。

2番は、集落に隣接する田の一角で、北側が畑、東側、南側及び西側は道路となっており、周りに影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第56号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長（岩井） 次に、議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の9ページ議案第57号をご覧ください。
五戸町長より平成29年11月27日付け五農林第331号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案16件で、合計面積は81,561平方メートルです。

1-1から1-4までは、借受人は同じ人です。農地の所在は、字姥堤

が1筆、字上根前が2筆、字八景が1筆の合計4筆です。地目はいずれも田で、3年間の賃貸借です。

2-1から2-4までも借受人は同じで、農地の所在は、字姥堤が3筆、字上根前が1筆の合計4筆で、地目はすべて田で、5年間の賃貸借です。

3-1と3-2も借受人が同じで、農地の所在は、字姥堤が1筆、字筒口川原が1筆の合計2筆で、地目は田、5年間の賃貸借です。

4番の所在は、大字上市川字天狗沢が3筆、字前堀が1筆の合計4筆で、地目は田、3年間の賃貸借で、賃借料は玄米●●俵となっています。

5番の所在は、大字倉石中市字大畑平が2筆、字天満が1筆、字中市が2筆、字八盃久保が1筆の計6筆で、10年間の使用貸借となっています。

6番、7番、8番の農地は町有地です。所在は、大字倉石又重字前田内沢が1筆、字中崎が3筆で、地目はすべて畑です。6番は3年間、7番、8番については1年間の賃貸借になっています。

9番の所在は、大字豊間内字下源兵衛の畑です。5年間の賃貸借で、これは中間管理機構への貸出しとなっています。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番（竹原） 12ページの6番が3年間の貸し付けで、7番、8番が1年ずつということですが、これは五戸台地だと思いますが、作物名は何ですか。

事務局（黒沢） 6番、7番、8番いずれもにんにくです。

8番（竹原） 個人的には、にんにくの作付で1年間の賃貸借というのは考えられないんですが、間違いありませんか。

議長（岩井） 単年度契約で何か所も借りて輪作体系を組んでいる例もあると聞いておりますので、1年でもいいのかなと思います。

17番（鳥谷部孝） 10アール当たり賃借料が●●円とか▲▲円とかあるけれども、この見方はどうなっているのか。

事務局（黒沢） 1-1 を見ていただきますと「●●円」と書いてありますが、これは10アール当たり●●円ということです。一方、2-1では「▲▲円/年」と書いてありますが、これは■●平方メートルを年間▲▲円で借りるということです。このように、10アール当たりの単価を示したものと年間の総額を示したものとがあります。

議長（岩井） その他ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第57号は原案のとおり承認されました。

議長（岩井） 次に、議案第58号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の14ページ議案第58号と参考資料の76ページをご覧ください。

五戸町長より五農林第337号平成29年11月29日五戸農業振興地域整備計画の変更に関して意見を求められているものでございます。

1 議案5件でございます。

1番は大字倉石又重字柏木田●●外1筆、田ですけれども、●●平方メートルを宅地にするための農用地区域からの除外申請です。土地所有者、事業計画者は記載のとおりです。

2番は大字浅水字堀切●●外3筆でございます。畑が1筆、田が2筆、山林が1筆の計4筆●●平方メートルを山林にするための農用地区域からの除外申請です。

16ページになります。3番は大字浅水字堀切●●外3筆、田が1

筆、畑が1筆、原野が1筆、山林1筆で計4筆●●平方メートルを山林にするための農用地区域からの除外申請です。

4番は大字上市川字前田●●、田1筆、●●平方メートルを雑種地にするための農用地区域からの除外申請です。

5番は大字倉石中市字寺後●●、畑1筆、●●平方メートルを墓地にするための農用地区域からの除外申請です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、高村國昭調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

高村國昭調査委員 五戸農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の14ページ議案第58号と参考資料の76ページをご覧ください。

12月4日に、岩井会長、北村委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番の申請は、国道454号線に近く、集落に接続する自己所有農地の一部を分筆し、居宅、倉庫及び作業小屋建築のため除外するものです。北側は宅地、東側と南側は田、西側は道路を挟んで宅地になっています。生活排水等も周辺農地に影響がないことを確認しています。

2番の土地は、所有者が●●市に住んでおり、高齢で病気でもあるため自分で耕作することができず、また、周囲が山林で日当たりが悪く、収量が上がらない土地で、売買や貸借に応じてくれる人を探しても見つからなかったため、杉を植林して山林に転用するため除外するものです。

3番の所有者は2番の所有者の夫で、同じく●●市に住んでおり、高齢のため自分で耕作することができず、また、2番と同様に周囲が山林で日当たりが悪く、収量が上がらない土地で、売買や貸借に応じてくれる人を探しても見つからなかったため、杉を植林して山林に転用するため除外するものです。

4番は、現在の資材置場及び駐車場が、業務拡張等により資材・車両が増えたため狭くなったことから、隣接する自己所有地を利用して拡張するため除外するものです。北側は水路、東側は田、南側は現在の資材置場・駐車場で、西側は宅地です。周囲に影響がない

ことを確認しています。

5 番は、近隣の住民や檀家等からの要望により墓地を拡張するため除外するものです。北及び東側は寺の敷地、南側は宅地、西側は畑で、L型擁壁を設置して周囲への影響が出ないようにする計画です。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長（岩井） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 58 号、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 58 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 58 号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、五戸町農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年12月13日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員